BIBF　1120	特発性肺線維症	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社　東京都品川区大崎二丁目一番一号	平成二十三年九月八日
ASP7373（組換えインフルエンザHAワクチン（H5N1））	新型インフルエンザ（H5N1）の予防	アステラス製薬株式会社　東京都中央区日本橋本町二丁目三番十一号	平成二十三年十一月十六日
リルピビリン塩酸塩	HIV－1感染症	ヤンセンファーマ株式会社　東京都千代田区西神田三丁目五番二号	平成二十三年十一月十六日
ストレプトゾシン	膵・消化管神経内分泌腫瘍	ノーベルファーマ株式会社　東京都中央区日本橋小舟町十二番地十	平成二十三年十一月十六日
パゾパニブ塩酸塩	進行性悪性軟部腫瘍	グラクソ・スミスクライン株式会社　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番十五号	平成二十三年十一月十六日
エベロリムス	結節性硬化症	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区西麻布四丁目十七番三十号	平成二十三年十二月十四日
tafamidis meglumine	トランスサイレチンアミロイドポリニューロパチー（家族性アミロイドポリニューロパチー）	ファイザー株式会社　東京都渋谷区代々木三丁目二十二番七号	平成二十三年十二月十四日
サリドマイド	らい性結節性紅斑	藤本製薬株式会社　大阪府松原市西大塚一丁目三番四十号	平成二十三年十二月十四日
イマチニブメシル酸塩	FIP1L1－PDGFRα陽性の左記疾患　好酸球増多症候群、慢性好酸球性白血病	ノバルティスファーマ株式会社　東京都港区西麻布四丁目十七番三十号	平成二十三年十二月十四日

○厚生労働省告示第四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月十六日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	届け出た者の氏名又は名称及び住所	指定を取り消した年月日
UMN－0501（組換えインフルエンザHAワクチン（H5N1））	新型インフルエンザ（H5N1）の予防	株式会社UMNファーマ　秋田県秋田市御所野湯本四丁目二番三号	平成二十三年十二月十四日

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字有氏字荻久保一八六五の四・一八六五の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字荻久保一八六五の四・一八六五の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字節迫二五九八、二六〇四、二六〇七、字焼尾二六一三、耶馬溪町大字宮園字下奥山一五二四の一、一五二七の一、山国町草本字樋ノ口一二八四、字打田ケ畑一三四三、一三四四、一三四八、字フウノ木一三八一、一三八三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、次のとおりとする。）

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字岩ノ下三一四五・三一四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一六四の一、三一六四の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下三一四五、三一四七、三一六四の一（次の図に示す部分に限る。）、三一六四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町中摩字岩ノ下三一四五・三一四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一六四の一、三一六四の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下三一四五、三一四七、三一六四の一（次の図に示す部分に限る。）、三一六四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市池田町漆川石ノワレ四一一四から四一一八まで、四一一九の一、四一二九の二、四一二〇の一、四一二〇の二、大ナラノヲ四八〇四から四八〇九まで、四八一〇の一から四八一〇の三九まで、四八一〇の四〇（次の図に示す部分に限る。）、四八一〇の四一から四八一〇の五四まで、杣山四一三四、四一三五の三から四一三五の二六まで、東祖谷落合五六三の一から五六三の五まで、五六四の一（次の図に示す部分に限る。）、五六四の二、五六四の五、五六五の一、五六五の二、五六六の一、五六七の一、五六八の一、五六八の三、五六九の一、五六九の二、五七〇の一、五七〇の二、五八五の一、五八六の二、五八七、五八八、五八九の一から五八九の三まで、五九二の一から五九二の三まで、五九四の一から五九四の四まで、五九六の一、五九七の一、五九八の一から五九八の三まで、五九八の五から五九八の七まで、五九九の五、五九九の六、六〇〇の一、六〇〇の二、六〇〇の一、西祖谷山村下名五七三から五八七まで、五八八の一、五八八の二、五八九、五九〇、五九一の一、五九一の二、五九二から五九八まで、五九九の一、五九九の二、六〇〇、六〇一の一、六〇二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四の二